

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋課税台帳兼家屋補充課税台帳（家屋に関する課税事務）	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 所在、5 納税管理人氏名、6 課税標準額、7 評価額、8 税額等	
記録範囲	1 月 1 日現在において松阪市内に家屋を所有する者、納税義務者等	
記録情報の収集方法	納税義務者、所有者、相続人代表、納税管理人、法務局、関係者等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部資産税課及び各地域振興局地域住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 21 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	家屋評価計算書（家屋の評価に関する事務）	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部 資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 所在、4 評価額等	
記録範囲	1 月 1 日現在において松阪市内に家屋を所有する者、納税義務者等	
記録情報の収集方法	納税義務者、所有者、相続人代表、納税管理人、法務局、関係者等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部資産税課及び各地域振興局地域住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 21 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	償却資産課税台帳（償却資産に関する課税事務）	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部 資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 所在、4 取得価格、5 課税標準額、6 評価額、 7 税額等	
記録範囲	1 月 1 日現在において松阪市内に償却資産を所有する者、納税 義務者等	
記録情報の収集方法	納税義務者、所有者、相続人代表、納税管理人、関係者等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その 旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	（名 称）松阪市 総務部資産税課及び各地域振興局地域住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地 域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 21 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地課税台帳兼土地補充課税台帳（土地に関する課税事務）	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 土地の所在、4 登記（現況）地積、5 登記（現況）地目、6 納税管理人氏名、7 課税標準額、8 評価額、9 税額等	
記録範囲	1 月 1 日現在において松阪市内の土地を所有する者、納税義務者等	
記録情報の収集方法	納税義務者、所有者、相続人代表、納税管理人、法務局、関係者等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部資産税課及び各地域振興局地域住民課	
	（所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 21 日

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	土地（農地転用）に関する課税事務	
行政機関等の名称	松阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	総務部 資産税課	
個人情報ファイルの利用目的	課税事務を行うため	
記録項目	1 氏名（譲渡人・譲受人）、2 住所（譲渡人・譲受人）、3 土地の所在、4 転用目的等	
記録範囲	農業委員会へ申請を行ったもの	
記録情報の収集方法	農業委員会（農地システム）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）松阪市 総務部資産税課及び各地域振興局地域住民課 （所在地）〒515-8515 三重県松阪市殿町 1340 番地 1 及び各地域振興局所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 21 日